

自動販売機設置業者募集要項

1 趣旨

富山市大久保ふれあいセンターにおいて、自動販売機設置業者を募集します。

2 貸付物件（詳細は「物件説明書」に記載してあります）

物件 番号	施設名称	所在地	貸付箇所	貸付面積（台数） 幅×奥行	最低価格 （年額・税抜）
1	富山市大久保ふれあいセンター	富山市下大久保1 776番地1	1F ラウンジ（ホワイエ）	2.00㎡（1台分） 1.15m×1.0（自販機） 0.85m×1.0（ゴミ箱）	14,000円

※貸付面積には、容器回収ボックス設置部分を含みます。また、自動販売機の機種によっては、商品の補充や維持管理のための扉の開閉等に支障がある場合もあるので、それらの支障がないか応募申込前に設置場所の確認をしてください。

3 応募資格

個人・法人・任意団体を問わず応募できます。ただし、次に該当する方は応募することはできません。なお、応募資格の確認にあたり、富山市暴力団排除条例（平成24年条例第13号）により、申込者が暴力団関係者でないことを、富山中央警察署を通じて富山県警察本部に照会することがありますのでご了承ください。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3の規定に該当する者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- (3) 富山市暴力団排除条例（平成24年条例第13号）第2条第2号に規定する暴力団員若しくは役員又は実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団（同条第1号に規定する暴力団をいう）及び暴力団員と密接な関係を有する者
- (4) 市町村税又は国税を滞納している者
- (5) 清涼飲料水自動販売機の設置業務について、3年以上の実績を有していない者

4 契約条件等について

自動販売機の設置は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定に基づき、富山市が設置業者に対し、建物等施設の一部を貸し付ける方法（賃貸借契約）により行います。貸付物件を第三者に転貸し、又は契約によって生じる権利等を譲渡し、若しくはその権利等を担保にすることはできません。

- (1) 貸付期間
令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間とします。
契約の更新はしません。
- (2) 貸付料
貸付料は、応募額に消費税を加算した額とします。
- (3) 費用負担
自動販売機の設置、維持管理、交換、移動、撤去等に要する費用は、すべて設置業者の負担とします。また、電気使用料についても設置業者の負担とします。富山市の電源を使用する場合は、設置業者において自動販売機に係る電気使用量を計る専用メーターを設置してください。
- (4) 仕様
設置する自動販売機の機器については、省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したもので、公共施設に相応しい外観を備えたものとしてください。
- (5) 販売品目等

ア 販売品目は、清涼飲料水、牛乳等の飲料とし、酒類及びたばこの販売を行わないこと。
また、缶、ペットボトルなどの密閉式の容器又は紙容器とすること。

イ 販売価格は、標準小売価格以下の価格とすること。

(6) 維持管理等

ア 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置業者が行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫及び補充管理を適切に行うこと。

イ 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、回収ボックスに収納された容器は、自社他社製品持ち込み等問わず回収しリサイクルするとともに、回収ボックス周辺の清掃を行うこと。

ウ 販売品の搬入並びに廃棄物の搬出時間及び経路については、市の指示に従うこと。

エ 関係法令等の順守を徹底するとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続き等を行うこと。

オ 自動販売機の設置に当たっては、据付面を十分に確認した上で安全に設置し、転倒防止対策を行うこと。また、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。

カ 自動販売機の故障や問い合わせについては、連絡先を明記し、設置業者の責任において対応すること。

(7) 売上報告

設置した自動販売機の売上本数及び売上金額を、富山市の定める期限までに書面により報告すること。

5 申込受付

(1) 提出方法及び提出先

申込みは、郵送又は持参によるものとし、次の提出先に必要な書類を提出してください。
なお、郵送の場合は書留としてください。

(提出先)

富山市市民生活部地域コミュニティ推進課地域振興係

〒930-8510

富山市新桜町7番38号

電話：076-443-2046

FAX：076-431-2176

(2) 受付期間

令和7年2月14日（金）午前9時から同年3月6日（木）午後5時まで

郵送の場合は、最終日の午後5時までに必着とします。

(3) 提出書類

ア 応募申込書兼誓約書（様式第1号）

イ 販売品目一覧（様式第2号）

ウ 設置を希望する自動販売機のカタログ（寸法、消費電力が確認できるもの）

エ 納税証明書（市町村税及び国税（写し可））

オ その他証明書類等（写し可）

・個人の場合…印鑑登録証明書

・法人の場合…印鑑証明書、履歴事項全部証明書

・任意団体の場合…団体規約、役員名簿、事業報告書、収支報告書

※ 複数の物件について申込み場合は、物件ごとに応募申込書兼誓約書を提出してください。

※ 納税証明書並びに印鑑登録証明書、印鑑証明書及び履歴事項全部証明書は発行後3か月以内のものを提出してください。

※ 納税証明書は、市町村税については、申込者の住所（法人の場合は本社）のある市町村の税担当窓口にて交付される「未納がないことを証する納税証明書」を、国税に

については申込者の住所又は所在地を管轄する税務署にて交付される「未納がないことを証する納税証明書（個人の場合その３の２、法人の場合その３の３）」を提出してください。

※ 納税証明書が発行されない（課税されていない）場合は、納税証明書は不要です。

6 応募申込書に記入する金額

応募申込書に記入する金額は最低価格以上としてください。

応募額は年額とし、千円単位、税抜価格で記入してください。

貸付料は応募額に消費税を加算した額とします。

7 設置業者の決定

(1) 貸付物件ごとに提出された応募書類の審査を行い、「３応募資格」に定める資格をすべて満たしている者を選定対象者としします。

(2) 選定対象者のうち、市が販売品目等を審査し、適当であると認めた者で、かつ、市が定めた最低価格以上で、最高価格で応募申込みを行った者を設置業者としします。

なお、販売品目が適当で、最高価格の応募が２者以上ある場合は、当該応募申込者の立会いのもと、くじにより選定します。

8 契約の締結

(1) 設置業者と富山市との間で市有財産賃貸借契約を締結します。

(2) 契約締結及び履行に関して発生する一切の費用は、すべて設置業者の負担としします。

(3) 契約は申込者名義で行います。

9 設置業者の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置業者としての決定を取り消します。

(1) 契約手続きに応じなかった場合

(2) 設置業者が応募資格を失った場合

10 自己都合による自動販売機の撤去

設置業者が、契約期間満了前に自己の都合により自動販売機を撤去しようとする場合は、撤去しようとする日の３か月以上前までに書面で申し出てください。この場合、当該自動販売機を含む契約を解除することとしします（１つの契約で複数台の自動販売機を設置している場合は、全ての自動販売機を撤去していただきます）。解除した場合、支払済みの貸付料は返還しません。また、同物件にかかる次の公募に応募することはできません。

11 問い合わせ先

富山市市民生活部地域コミュニティ推進課地域振興係

〒９３０－８５１０

富山市新桜町７番３８号

電話：０７６－４４３－２０４６

FAX：０７６－４３１－２１７６

(参考)

地方自治法（抄）

(職員の行為の制限)

第二百三十八条の三 公有財産に関する事務に従事する職員は、その取扱いに係る公有財産を譲り受け、又は自己の所有物と交換することができない。

2 前項の規定に違反する行為は、これを無効とする。

(行政財産の管理及び処分)

第二百三十八条の四 行政財産は、次項から第四項までに定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。

2 行政財産は、次に掲げる場合には、その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は私権を設定することができる。

四 行政財産のうち庁舎その他の建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地（以下この号において「庁舎等」という。）についてその床面積又は敷地に余裕がある場合として政令で定める場合において、当該普通地方公共団体以外の者（当該庁舎等を管理する普通地方公共団体が当該庁舎等の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該余裕がある部分を貸し付けるとき（前三号に掲げる場合に該当する場合を除く。）。

地方自治法施行令（抄）

(一般競争入札の参加者の資格)

第一百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。

七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

富山市暴力団排除条例（抄）

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

(2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

(市の事務及び事業における措置)

第6条 市は、公共工事その他の市の事務又は事業により暴力団を利用することとならないよ

う、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を市が実施する入札に参加させないことその他の必要な措置を講ずるものとする。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 暴力的不法行為等 別表に掲げる罪のうち国家公安委員会規則で定めるものに当たる違法な行為をいう。
- 二 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- 三 指定暴力団 次条の規定により指定された暴力団をいう。
- 四 指定暴力団連合 第四条の規定により指定された暴力団をいう。
- 五 指定暴力団等 指定暴力団又は指定暴力団連合をいう。
- 六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
- 七 暴力的要求行為 第九条の規定に違反する行為をいう。
- 八 準暴力的要求行為 一の指定暴力団等の暴力団員以外の者が当該指定暴力団等又はその第九条に規定する系列上位指定暴力団等の威力を示して同条各号に掲げる行為をすることをするをいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第三十二条 国及び地方公共団体は、次に掲げる者をその行う売買等の契約に係る入札に参加させないようにするための措置を講ずるものとする。

- 一 指定暴力団員
- 二 指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
- 三 法人その他の団体であって、指定暴力団員がその役員となっているもの
- 四 指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者（前号に該当するものを除く。）